

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表三百三十二号の項中「字鏡水崎原三百七番」を「字安次嶺那崎原五百二十六番三」に改め、同表四百六十八号の項中「成田市吉岡字来光台千百七十五番一」を「山武市松尾町谷津字牛谷百三十八番一」に改め、同表四百七十五号の項中「岐阜県養老郡養老町大跡字東畑八百五十五番一まで及びいなべ市北勢町阿下喜字樋之口百三十五番三から」を削り、同表五百六号の項中「字池田田味名四百七十四番三」を「字池田我喜又四百八番一」に改める。

附 則

この政令は、平成二十一年六月一日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。